

教 福 第 5 6 1 号

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

教育局各課（所・館）長  
各 県 立 学 校 長  
各市町村立小・中・特別支援学校長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

（公印省略）

埼玉県教職員財産形成貯蓄における育児休業等取得者の  
継続適用特例制度について（通知）

このことについて、今般、租税特別措置法の関係政省令の改正に伴い、平成 2 7 年 4 月 1 日以降、「財産形成住宅貯蓄」及び「財産形成年金貯蓄」に加入している契約者が 3 歳に達するまでの子について育児休業等を取得する際、所定の申告書を提出することで、中断期間が 2 年を超える時も利子等について非課税措置を受けたまま契約を継続することができるようになります。

つきましては、所属職員へ周知いただくとともに、事務の取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

なお、平成 2 7 年 4 月 1 日前に産前又は産後休暇を取得中の方は適用対象外となります。

担当 教育局教育総務部福利課

互助福祉担当 齊藤

電話 0 4 8 （ 8 3 0 ） 6 7 0 6

# 平成27年4月1日から

育児休業等（子が3歳に達するまで）の期間中は財形貯蓄もお休みできるようになります。

## 育児休業等取得者の継続適用特例制度がスタートします！

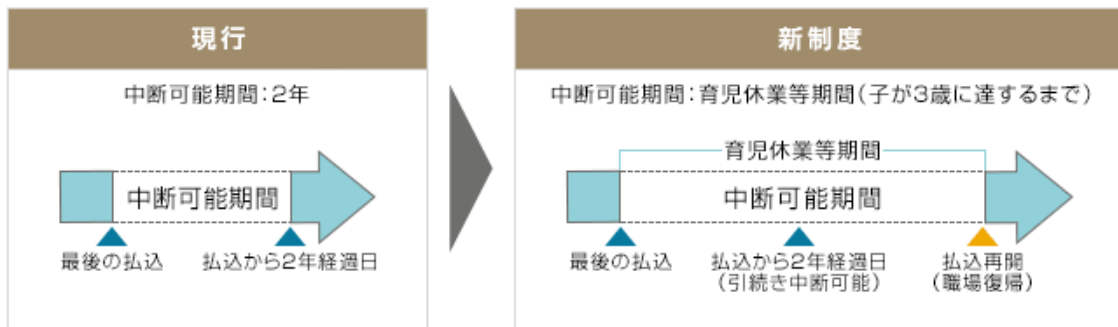
新制度では、財形制度を利用する勤労者が育児休業等※1（産休※2含む）を取得する際に所定の申告書を提出することで、2年を超える払込の中断が生じた場合であっても、育児休業等の終了日まで引き続き非課税措置を適用することができるようになります。

※1 「育児休業等」とは、平成27年4月1日以降に取得する、産前産後休業および法令に基づいた3歳未満の子を養育するためにする休業をいいます。

※2 埼玉県では原則、産休中は払込を継続します。

継続適用特例制度の利用は、任意となっています。期間変更手続き漏れ等により不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

### <制度改正のイメージ>



※申告書を提出せずに、現行の中断取扱いを選択することも可能です。  
この場合、事前手続きは不要ですが、途中から新制度を利用することはできません。

### 事前手続

- ・育児休業の開始日までに契約している金融機関に所定の申告書等を提出する必要があります。
- ・育児休業の途中に手続きすることはできません。

### 払込再開

- ・原則、職場復帰直後の最初の給与支給日（注1）に払込再開が必要です。  
例：4月1日復帰  
3月10日までに金融機関へ届出が必要
- ・届出がない場合、非課税措置の適用が受けられません。

（注1）月途中で復帰の場合は復帰日の翌月

### 期間変更

- ・育児休業期間を変更（育休終了が早まった等）した場合、期日（注2）までに届出が必要です。
- ・届出がない場合、非課税措置の適用が受けられません。

（注2）当初の育児休業の終了日又は変更後の終了日いずれか早い日まで

### 対象種類

- ・特例措置があるのは、住宅財形と年金財形です。
- ・一般財形は損保型商品を除き、対象外です。

手続きのための書類は、各契約金融機関から取り寄せ、金融機関に提出してください。

担当：福利課互助福祉担当  
連絡先：048(830)6706